

2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン (概要版)

2025.3 2027年国際園芸博覧会協会





2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）では、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、自然・人・社会が共に持続可能な未来の実現と、誰もが取り残されない共生社会の形成に寄与し、一人ひとりの幸せな明日の風景につながることを目指しています。

その実現に向けて、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、本博覧会に訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した整備・運営を行うためのガイドラインを策定しました。

本ガイドラインは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年日本国際博覧会のアクセシビリティに関するガイドライン、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づく移動等円滑化基準等を念頭に置き、国際的な水準でのアクセシブルな環境整備の実現を目指したものとなっています。

また、策定に当たっては、「2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会」を設置し、障がい当事者や学識経験者等の皆様に参画いただき様々な意見を反映してきました。

本博覧会において開催者・参加者により本ガイドラインに沿った整備・運営が行われるとともに、本博覧会を契機として、あらゆる方々が本ガイドラインの趣旨を理解し環境整備や当事者参加の機会創出に幅広く取り組んでいただくことで、博覧会のレガシーとして、誰もが取り残されない共生社会の実現につながることを期待します。

本資料の目的

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の開催に向けて、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、本博覧会に訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した整備・運営を行うため、アクセシビリティ・ガイドラインを策定しました。

本資料は、アクセシビリティ・ガイドラインから、整備・運営の考え方やポイントとなる主な事項について、ガイドラインの該当ページ番号を付して示したものです。

実際の運用に当たっては、本資料も参考としつつ、具体的にはアクセシビリティ・ガイドラインの内容を確認し取り組みを進めてください。

ガイドラインの読み方

ガイドラインで記載されている内容と主な構成は以下の通りです。対象となる項目ごとに考え方や基準の内容が示されています。

3.3 傾斜路	←	対象項目
傾斜路は、車いす使用者はもとより、高齢者やベビーカーの通行等にも有効である。安全かつ円滑に昇降できるよう、適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などに配慮する必要がある。なお、傾斜路とは、階段若しくは段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。	←	考え方
3.3.1 基本事項	←	小項目
(幅員)	←	細項目
☆ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、2,000 mm以上とすることが望ましい。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、1,400 mm以上とすることが望ましい。	←	基準の内容 ☆推奨基準 ■標準基準
■ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、少なくとも1,800 mm以上とすること。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、少なくとも1,200 mm以上とすること。		



	本説明資料の ページ番号	ガイドラインの ページ番号
1 はじめに	P.5	P.1-1
2 ガイドラインの活用にあたって	P.7	P.2-1
3 施設整備	P.9	P.3-1
共用空間	P.10	P.3-2
庭園	P.12	P.3-13
建築物	P.13	P.3-20
共通	P.19	P.3-88
4 サービス	P.21	P.4-1
5 交通アクセス	P.28	P.5-1
巻末 参考文献・参考資料等	—	P.6-1

ページ番号の凡例

P.0-00 特に出展者等に確認頂きたい項目

P.0-00 協会等で主に実施する項目

P.0-00 必要に応じて出展者等に確認頂きたい項目

1

はじめに

1 はじめに

1.1 ガイドラインの目的

P.1-1

本博覧会の目指す姿として、誰もが取り残されない共生社会の形成に寄与することを示し、その実現のために施設整備、サービス、交通アクセスに関するアクセシビリティの基準を定めることを示しています。

1.2 ガイドラインの背景となる基本原則

P.1-1

IPCガイド※を踏まえた「アクセシビリティとインクルージョンの基本原則」として示された「公平」、「尊厳」、「機能性の確保」の3つの基本原則を、本博覧会でも継承していくことを示しています。

上記基本原則に加え当事者等からの「意見の反映」やスタッフ等への「教育訓練」をアクセシビリティとインクルージョン実現に必要なこととして示しています。

1.3 博覧会運営における基本的な取組姿勢

P.1-2

「障害の社会モデル」を全ての人々が理解することが重要であることを示し、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントを3点挙げ、障がい理解推進の考えを示しています。

1.4 特に配慮が必要となる来場者のニーズ

P.1-3

来場者の特性を的確に理解し、多様なニーズを把握するため、特に配慮が必要となる来場者の特性や留意事項を示しています。

当事者等のご意見

「障がいは多様で、個人が必要とする支援もそれぞれであることを前提に、障がい当事者が何を支援してもらいたいかわかることから取り組んでほしい。」

アクセシビリティとインクルージョンの基本原則

公平

個人の身体的・機能的な能力にかかわらず、すべての人々が同じ体験ができ、かつ、同じ水準のサービスを受けられること。

尊厳

施設の運営やサービスの提供方法が、利用する多様な人々を尊重し、個人の尊厳を損なわないこと。

機能性の確保

サービスや施設の機能が、障害のある人を含むすべての関連するグループの固有のニーズを満たす「目的に合った」ものにすること。

実現に向けて

意見の反映

個人の身体的・機能的な能力にかかわらず、すべての人々が同じ体験ができ、かつ、同じ水準のサービスを受けられること。

教育訓練

運営の実施段階において、スタッフやボランティアなどに対し、必要な教育訓練を行うこと。

※国際パラリンピック協会（IPC）が、会場やサービスを設計する際の包括的な基準を必要とするオリンピック・パラリンピック大会開催都市のニーズに応えるとともに、世界中の観衆のためのアクセシビリティに関するベンチマークを造ることを目的として作成

2

ガイドラインの活用にあたって

2 ガイドラインの活用にあたって

2.1 ガイドラインの適用範囲

P.2-1

本博覧会会場のうち、全ての来場者の動線・活動エリアをガイドラインの適用範囲として決めました。管理エリア（バックヤード）は、本ガイドラインを参考に配慮することが望ましいこととしています。

また、「5 交通アクセス」においては、会場へアクセスする主要な交通機関の関連施設（駅、駅前広場、ターミナル、駐車場等）と移動具（車両等）、歩道等を対象としています。

2.2 基準設定の考え方

P.2-1

本博覧会開催において特に推奨する基準として「推奨基準」を定めました。また、少なくとも遵守すべき基準として「標準基準」を定めました。「推奨基準」を「☆」、「標準基準」を「■」で示しています。

施設整備

やむを得ず部分的に標準基準を満たせない場合においても、主な関係法令等を満たし、かつ、人的対応やその他のソフト対策など代替手段の提供を行うことにより、標準基準により整備されている場合と同等のサービスを来場者に提供する必要があります。

サービス

様々な事情がある人も、ほかの来場者と同様に本博覧会を楽しむことができるよう、基準とそれぞれの場面における対応策（例）を示しています。対応策（例）は、ひとつの方向性を示したものであり、むしろ、各主体が創意工夫をすることで、対応策（例）以上のより良いサービスの提供を目指すことが求められます。

2.3 基本寸法等

P.2-3

車いす使用者や杖使用者等の移動特性を踏まえた基本的な寸法を示しました。

2.4 法遵守等

P.2-10

本博覧会の運営、施設の計画、設計、建設及び整備にあたって遵守する日本の法令及び横浜市の条例等を示しました。

基準設定の考え方

☆ 推奨基準

「することが望ましい」事項を示し、安全かつ円滑な移動等の実現とともに、来場者の利便性の向上や快適な利用ができるように備えるために、本博覧会開催において特に推奨する基準として定義する。

■ 標準基準

「～しなければならない」「～すること。」の事項を示しており、法的拘束力の有無にかかわらず、少なくとも遵守すべき基準として定義する。

3

施設整備

「3 施設整備」の全体構成

施設整備は、「共用空間」、「庭園」、「建築物」の別に基準を示し、全体に共通する事項を「共通」でまとめています。

3 施設整備

共用空間

- 3.1 会場内園路
- 3.2 階段
- 3.3 傾斜路
- 3.4 会場エントランス空間
- 3.5 案内所

庭園

- 3.6 園路
- 3.7 階段
- 3.8 傾斜路

建築物

- 3.9 敷地内通路（屋外）
- 3.10 出入口
- 3.11 廊下等(屋内))
- 3.12 階段
- 3.13 傾斜路
- 3.14 エレベーター
- 3.15 エスカレーター
- 3.16 段差解消機
- 3.17 便所
- 3.18 客席
- 3.19 飲食・物販エリア
（カフェテリア、レストラン、物販店等）
- 3.20 ベビーケアルーム
- 3.21 祈祷室
- 3.22 造作設備
（手すり・カウンター・自動販売機等）
- 3.23 内装等（内装・備品・その他の配慮）
- 3.24 避難設備等

共通

- 3.25 表示・サイン
- 3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等
- 3.27 カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペース等
- 3.28 待ち行列エリア
- 3.29 補助犬トイレ

3.1 会場内園路

P.3-2

車いす使用者やベビーカー利用者を含めた全ての利用者が同一の動線で移動できる動線計画とすることなどを示しています。

基準例

- 園路の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 園路の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。
- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとすること。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。平板やインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工すること。

当事者等のご意見

「車いす使用者と健常者の移動ルートに分けないでほしい。車いすで行けない場所を作らないことを大原則としてほしい。」

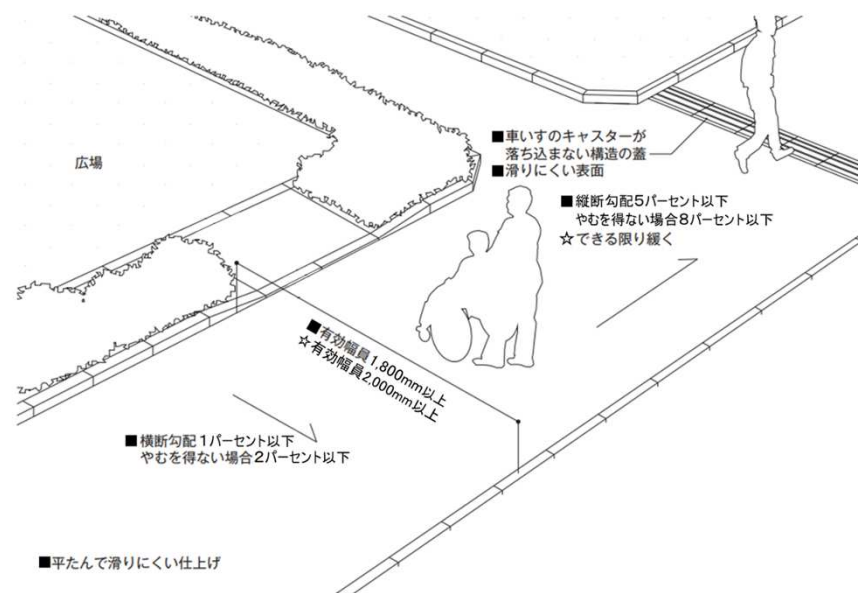
「車いすやベビーカーを利用する家族もゆったりと楽しめるよう、通路幅を広く確保してほしい。」

「石畳など振動が大きい路面は、車いす利用者や頸椎を損傷した人にとって負担が大きいため、滑りにくく平滑な舗装を採用してほしい。」

「車いす使用者にとって、段差は20mm以下であってもできる限りないほうがよい。」

「高齢者は少しの段差でもつまずいて転倒しやすい。どうしても段ができてしまう場合は、見分けやすい色を付けてほしい。」

園路の整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

3.2 階段

P.3-5

適切な蹴上げと踏面の構造、有効幅員を確保し、滑り止めを設置するなど安全対策を示しています。

基準例

- ☆ 蹴上げ高さは150mm以下とすることが望ましい。
- 踏面は300mm以上とすること。

3.3 傾斜路

P.3-8

適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などを示しています。

基準例

- ☆ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、2,000mm以上とすることが望ましい。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、1,400mm以上とすることが望ましい。
- ☆ 縦断勾配は、5パーセント以下が望ましい。
- 縦断勾配は、少なくとも8パーセント以下とすること。

3.4 会場エントランス空間

P.3-11

車いす使用者等と一緒に休憩できる場所の確保など、会場入り口での配慮事項を示しています。

基準例

- ☆ 休憩用ベンチ等の周辺には車いすが近づき、隣接して滞在できるように、1,500mm×1,500mm以上の水平面を確保することが望ましい。

3.5 案内所

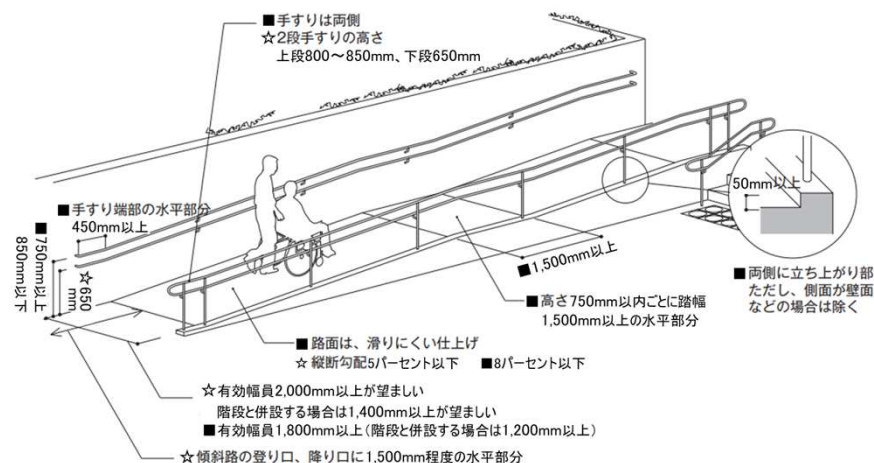
P.3-12

全ての人が会場内サービスの情報提供を受ける場所となるため、カウンターの高さなどを示した。

基準例

- 案内所のカウンターは、高さ700～750mm程度、カウンター下の膝下クリアランスは、高さ650～700mm程度、幅750mm、奥行き450mmを標準とすること。
- 車いす使用者が接近できるように、カウンター等の前面に車いす使用者が回転できる十分なスペース（1,500mm×1,500mm以上）を確保すること。

傾斜路の整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

当事者等のご意見

「休憩スペースの横に車いすやベビーカーをそのまま着けて、介助の方や家族と一緒に座れるようにするとより良い。」

3.6 園路

P.3-13

車いす使用者やベビーカー利用者を含めた全ての利用者が同一の動線で移動できる動線計画とすることなどを示しています。

基準例

- 園路の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 園路の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。
- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、通行に支障となる凹凸のない仕上げとすること。
- 車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳は避けること。平板やインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工すること。

3.7 階段

P.3-16

庭園内は、基本的に階段は設置しないが、やむを得ない場合は3.2階段を参照することを示しています。

3.8 傾斜路

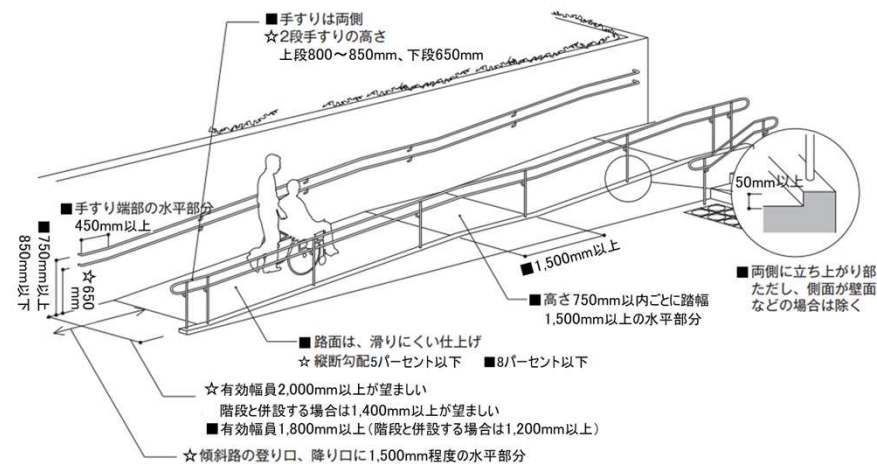
P.3-17

適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などを示しています。

基準例

- ☆ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、2,000mm以上とすることが望ましい。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、1,400mm以上とすることが望ましい。
- ☆ 縦断勾配は、5パーセント以下が望ましい。
- 縦断勾配は、少なくとも8パーセント以下とすること。

傾斜路の整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [公園編] より作成

3.9 敷地内通路（屋外）

P.3-20

車いす使用者やベビーカー利用者を含めた全ての利用者が同一の動線で移動できる動線計画とすることなどを示しています。

基準例

- 通路の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 通路の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。

3.10 出入口

P.3-23

円滑に利用できるように、出入口の幅、戸の開閉の操作性、周辺スペースの考え方などを示しています。

基準例

- ☆ 出入口の有効幅員は、950mm以上とすることが望ましい。
- 出入口の有効幅員は、少なくとも850mm以上とすること。なお、出入口はドアの厚みや戸の引き残しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう、十分に検討すること。
- ☆ 主要な出入口の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。主要な出口と入口を分ける場合、2箇所とも有効幅員が1,000mm以上とすることが望ましい。

3.11 廊下等(屋内)

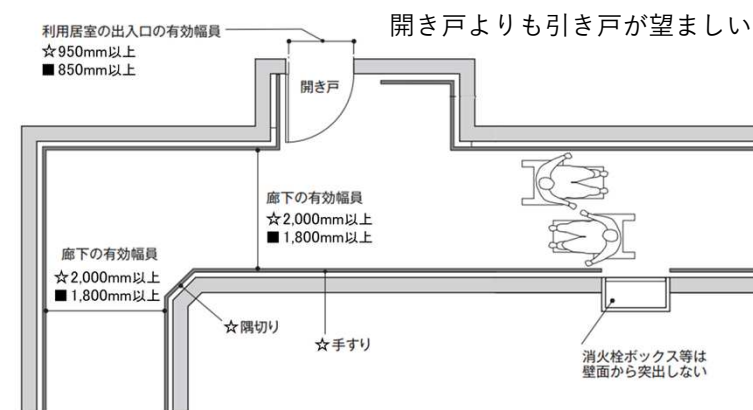
P.3-28

車いす使用者同士がすれ違う幅を確保し、展示場所における観覧スペースも考慮した動線の確保や有効幅員の考え方などを示しています。

基準例

- 廊下等の有効幅員は、来場者の想定人員等に基づき、適切な有効幅員を確保すること。
- ☆ 廊下等の有効幅員は、車いす使用者同士がすれ違える2,000mm以上とすることが望ましい。
- 廊下等に沿って、展示やイベントを観覧するような場合は、通行以外の利用で必要となる幅を除いて、通行に必要な有効幅員を確保すること。なお、混雑時でも車いす使用者や子どもの視線の高さから展示を観覧することに支障がないように、通行位置の設定や適切な有効幅員の確保に留意すること。

図 廊下等の整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル〔建築物編〕より作成

当事者等のご意見

「混雑時に展示物が見えないことがないように、車いす使用者の視線を考慮し、視界を確保してほしい。」

3.12 階段

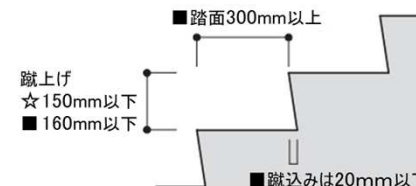
P.3-31

適切な蹴上げと踏面の構造、有効幅員を確保し、滑り止めを設置するなど安全対策を示しています。

基準例

- ☆ 蹴上げ高さは150mm以下とすることが望ましい。
- 踏面は300mm以上とすること。

図 段の構造



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

3.13 傾斜路

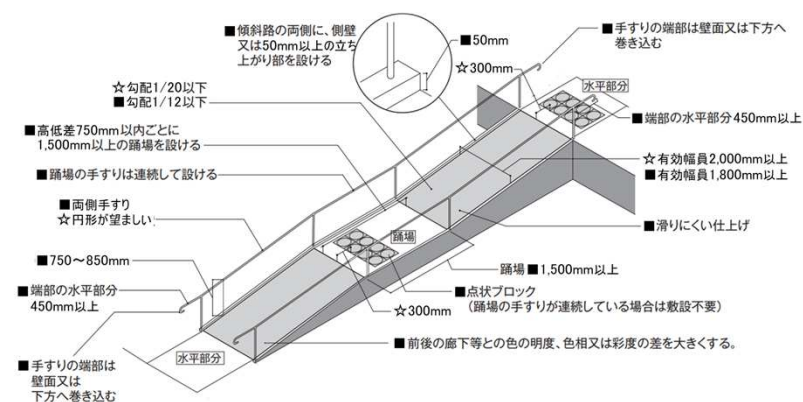
P.3-36

適切な勾配や有効幅員を確保し、踊場や手すりの設置などを示しています。

基準例

- ☆ 主たる経路となる傾斜路の有効幅員は、屋外及び屋内に限らず2,000mm以上かつ敷地内の通路及び廊下等の幅以上とすることが望ましい。やむを得ず、主たる経路ではない傾斜路（階段に併設するもの）とする場合は、1,400mm以上とすることが望ましい。
- ☆ 勾配は、20分の1以下が望ましい。
- 勾配は、少なくとも12分の1を超えないこと。

図 傾斜路の基本的な構造



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

3.14 エレベーター

P.3-39

エレベーターの配置や大きさ、乗降ロビーの広さ等に関する設計の考え方を示しています。

基準例

☆ かごの大きさは、人の通行の多さ、展示施設等の規模を考慮し、幅2,100mm×奥行き1,500mm、又は同等水準のサイズ（JIS A 4301：幅2,150mm×奥行き1,600mm、又は幅2,000mm×奥行き1,750mm（24人乗り））以上にするこゝとや複数配置を考慮することが望ましい。

3.15 エスカレーター

P.3-45

垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となりますが、高齢者、障がい者に配慮した設計方法を示しています。

基準例

☆ エスカレーターを設ける場合は、幅は1000型（踏み段の内法有効幅員1,000mm程度）とすることが望ましい。

3.16 段差解消機

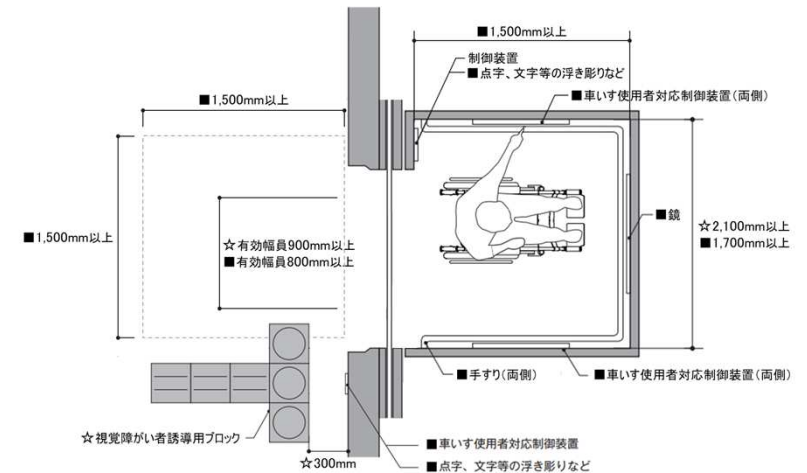
P.3-47

垂直移動の方法としては、エレベーターが基本となりますが、階段横に設置する段差解消機も有効な垂直移動の手段として設置の考え方を示しています。

基準例

■ 台の寸法は幅900mm以上、奥行き1,500mm以上とすること。
■ 階段横に設置する段差解消機は、同一室内で複数の段差解消機を連続して設置しないこと。

図 エレベーターまわりの整備例



（参考）横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル〔建築物編〕より作成

3.17 便所

P.3-48

特定の便所への利用者が集中することを避けるため、各種設備・機能を会場全体に適切に分散して配置する考え方を示しています。

基準例

- 便所を設ける場合は、車いす使用者が円滑に利用することができる便所を一以上設けること。
- 便所を設ける場合は、オストメイト対応の水洗器具を設けた便所を一以上設けること。

車いす使用者用便所では、車いす使用者の利用に配慮した十分なスペースの確保や戸の構造等に関する基準を示しています。

基準例

- ☆ 車いす使用者用便所は、大型の電動車いす使用者等が回転できるよう、便所内の回転スペースは直径1,800mm以上、内法寸法は2,200mm×2,200mm以上とすることが望ましい。

オストメイト対応設備等について、必要な設備、備品等について基準を示しています。

基準例

- オストメイト対応設備を設けた便所を設ける場合は、専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。

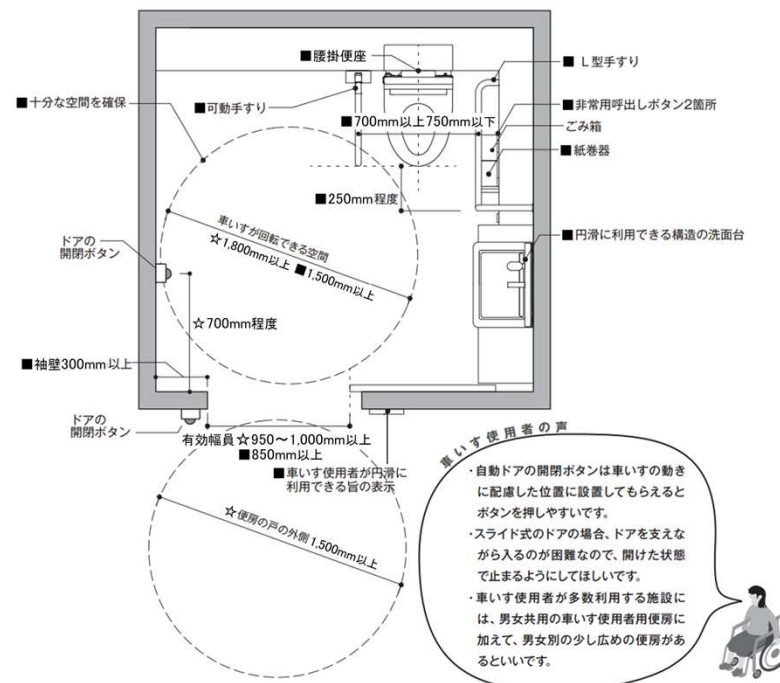
乳幼児用設備等について、乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子の設置に関する考え方や必要な設備、備品等について基準を示しています。

基準例

- 車いす使用者用便所以外の便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、原則として乳幼児用おむつ交換台及び乳幼児用椅子を設けること。

その他、床材や便器、洗面台、便器、表示・サインについて、整備の考え方や数値基準を定めています。

車いす使用者便所の例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

3.18 客席

P.3-62

高齢者、障がい者等が利用しやすい客席や車いす使用者をはじめとする様々な利用者に対する視線の確保などに関する事項を示しています。

基準例

- ☆ 総客席数が100を超え200席までの場合には、車いす使用者用客席を2パーセント以上設けることが望ましい。
- ☆ 自由に選択できるよう、車いす使用者用客席を複数箇所設けることが望ましい。複数箇所設ける場合は、異なる階数、異なる水平位置に分散を図ることが望ましい。

3.19 飲食・物販エリア(カフェテリア、レストラン、物販店等)

P.3-67

飲食・物販エリア内の移動、コミュニケーション等が円滑に行えるように、出入口、通路、カウンター、座席について配慮事項を示しています。

基準例

- ☆ 出入口の有効幅員は、950mm以上とすることが望ましい。
- 主要な通路は最低有効幅員1,500mmとし、テーブルの間の通路は少なくとも有効幅員1,000mm以上確保する。テーブル及び椅子をできる限り可動式のものとすることでテーブル間の通行ができるようにすること。

当事者等のご意見

「家族やグループで楽しむ場所は、車いす使用者も一緒に楽しめるように車いすで使えるテーブル、スペース等を配置して頂きたい。」

「妊娠中や子供が寝てしまったときは、ソファ席もあるとありがたい。」

3.20 ベビーケアルーム

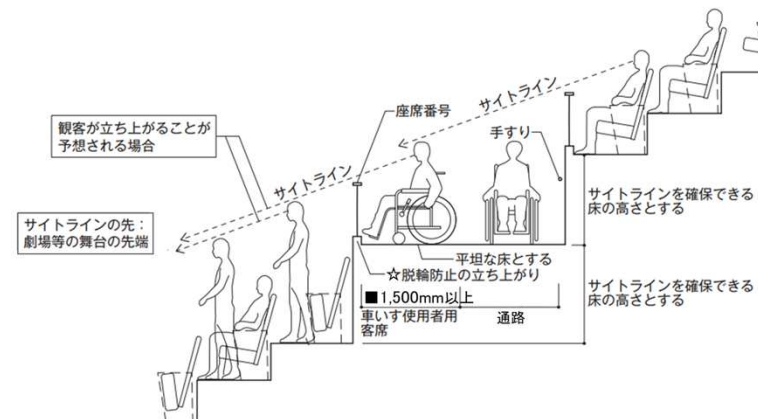
P.3-72

授乳・離乳食・おむつ交換等の用途で利用できる、乳幼児のケアのための場所(ベビーケアルーム)を設けることを示しています。

基準例

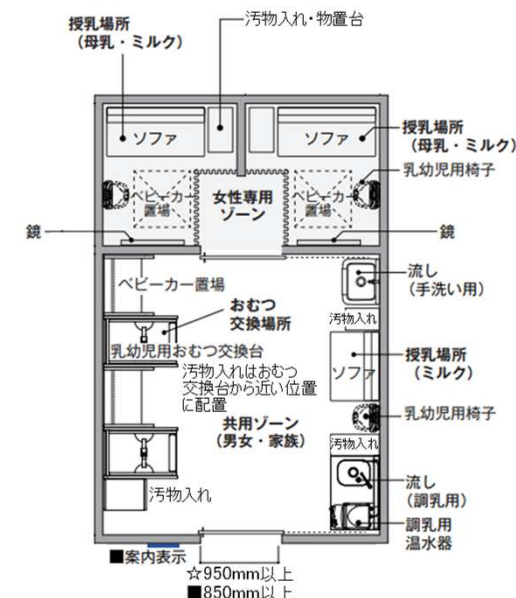
- 母乳による授乳に配慮して、区切られた空間とすること。カーテン、ついで、内側から鍵のかかる戸(表示錠付き)等によりプライバシーを確保すること。
- ☆ 男女にかかわらず利用できるスペースを設ける(ミルクや離乳食を与えるためのスペース、乳幼児用おむつ交換台等)ことが望ましい。

車いす使用者客席・観覧席からの サイトラインを確保できる整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

授乳室・おむつ交換場所(ベビーケアルーム)の例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

3.21 祈祷室

P.3-75

博覧会会場には様々な宗教・文化の人々が来場するため、それらの人々にも対応できるような施設として気当室に関する事項を示しています。

基準例

- 礼拝室を設置する場合、出入口には障害物のないエリアを設け、靴を脱ぐスペースを確保して、脱いだ靴が出入口の通路を塞がないようにすること。

3.22 造作設備（手すり・カウンター・自動販売機等）

P.3-76

屋内外の造作設備について、誰もが使いやすい設備として、手すり、カウンター、自動販売機、入退場ゲート等の整備の考え方を示しています。

基準例

- カウンター、記載台、公衆電話台等の寸法は、下部に車いすのフットサポート及び膝が入るよう、下端650～700mm程度、上端700～750mm程度、奥行き450mm程度とすること。
- 自動販売機、券売機の操作ボタン、現金自動預入・支払機の操作ボタン、金銭投入口、及び取出口等の高さは床面から400mm～1,100mm程度の範囲に設置すること。

3.23 内装等（内装・備品・その他の配慮）

P.3-83

居室、ロッカー、バルコニー、ベビーカー置き場について定めています。

基準例

- ☆ ベビーカー置き場は、ベビーカーを畳まずに置いておくことのできる広さ（奥行き1,000mm程度以上）を確保することが望ましい。

3.24 避難設備等

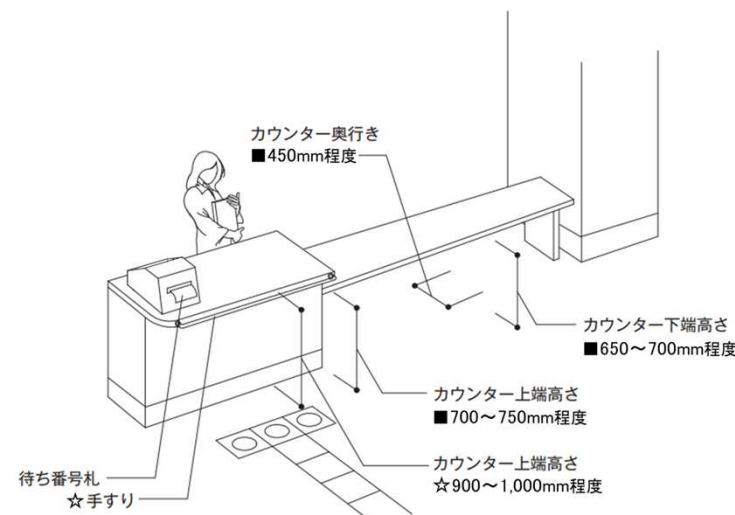
P.3-85

災害時において全ての人々の避難を円滑にするために、全ての人にとって安全かつ迅速に避難できる避難経路の設定や必要な情報案内に関する考え方を示しています。

基準例

- ☆ 階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室及び廊下等において、避難動線の妨げにならない位置に、非常時に待避できる安全な一時待避スペースを確保することが望ましい。

カウンターの整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

自動販売機の基本寸法と整備例



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

3.25 表示・サイン

P.3-88

誰にでもわかりやすい標識とし、ピクトグラムを使用し、子ども、外国人を含め、全ての人にわかりやすいデザインとすることを示しています。

基準例

☆ ひらがな（ふりがな）、ピクトグラム、英語等による表示を併用し、ピクトグラムはJIS Z 8210に示された図記号等を基本とする。

3.26 視覚障がい者誘導用ブロック等

P.3-92

視覚障がい者の安全・安心かつ円滑な利用のために、視覚障がい者誘導用ブロックの配置や構造に対する配慮事項を示しています。

基準例

■ 会場外から会場出入口に至る経路及び共用空間の主要な園路には視覚障がい者誘導用ブロック(線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。)を敷設すること。

3.27 カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペース等

P.3-96

人混み、音や光等、環境の状況によって不安等を感じる人たちが、安心して本博覧会を楽しむために配慮した計画・設計の考え方を示しています。

基準例

☆ カームダウン・クールダウンスペース/センサリースペースの内装について、壁は柔らかいものとし、色については寒色系や暖色系等を採用して利用者が安心して過ごせるようにする。

3.28 待ち行列エリア

P.3-97

高齢者、障がい者等、全ての人々が安全かつ円滑に並ぶことができるような移動・待ちスペースの環境整備に関する配慮事項を示しています。

基準例

☆ 障がい者等のための優先入場口を設けることが望ましい。

3.29 補助犬トイレ

P.3-98

補助犬用のトイレの設置に関して示しています。

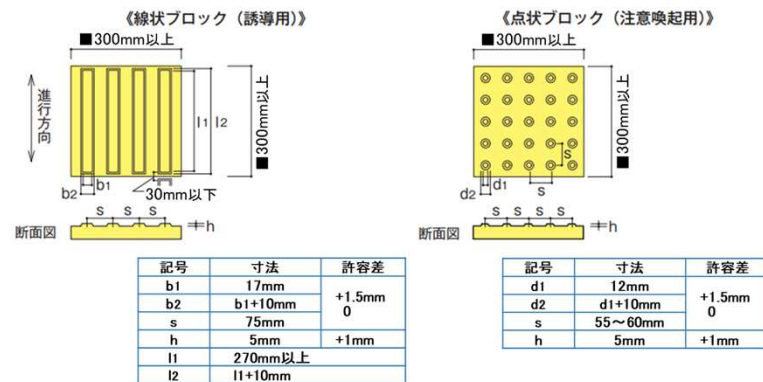
ピクトグラムの例



▲…JIS規格の改正に伴い、図を変更したもの
△…JIS規格の改正に伴い、図を追加したもの
※…この図記号を使用する場合には、少なくとも授乳及びおむつ替えができる設備が備わっているものとする。

(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

線状ブロック・点状ブロックの構造



(参考) 横浜市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル [建築物編] より作成

4

サービス

「4 サービス」の全体構成

4 サービス

4.1 スタッフ対応

- 4.1.1 案内一般
- 4.1.2 スタッフ研修

4.2 情報伝達ツール

- 4.2.1 ウェブコンテンツ
- 4.2.2 表示・サイン
- 4.2.3 デジタルサイネージ
- 4.2.4 音声案内・放送
- 4.2.5 マップ等配布物

4.3 多言語対応

4.4 施設別サービス

- 4.4.1 入場券販売・入退場ゲート
- 4.4.2 案内所等
- 4.4.3 便所
- 4.4.4 展示
- 4.4.5 行事・催事
- 4.4.6 営業・飲食・物販
- 4.4.7 園路・動線

4.5 緊急時の対応

4 サービス

4.1 スタッフ対応

P.4-2

来場者対応スタッフが、あらゆる場面で臨機応変な対応ができるようにするため、案内一般及びスタッフ研修に関する基準を示しています。

基準例

4.1.1 案内一般

- 来場者の中には様々な事情がある人がいることを考慮してサポートすること。
- 本人、同伴者等からの申し出やヘルプカード等の提示がありスタッフによる手伝いを希望する場合は、希望内容に沿ったサポートを行うよう配慮すること（あくまで本人の希望によるもので、申し出がない場合は、ほかの来場者と区別なく対応を行う。サポートのために声をかける場合は、まずは同伴者ではなく本人に行う）。
- 全ての来場者が安全かつ快適に移動できるよう、障がい特性や、ベビーカーの使用状況等に配慮して、適切な案内及び誘導を行うこと。

4.1.2 スタッフ研修

- 誤解や固定観念に起因する障がい者等への接遇の不備やコミュニケーション上の障壁（バリア）が生じないよう、ボランティアを含む全てのスタッフに対し、気づきを高めるための研修を実施する。研修を通して、受講者が正しい理解と知識を持ち、適切なサービスを提供できるようにすること。
- 本博覧会開幕後に運営の中で実際に起こった事例について、サービス向上のため、スタッフ及びボランティア間で共有し、研修内容を更新しながら会期を通して研修の機会を確保すること。

当事者等のご意見

「スタッフやボランティアには、合理的配慮や障がい特性に応じた対応を学ぶ研修を徹底し、一人一人に合わせたサポートができるようにしてほしい。」

「スタッフ研修は、できるだけ関係者の皆さんに受けてほしい。」

「知的障がい・発達障がいの来訪者も想定したスタッフ研修、ボランティア研修をしてほしい。」

「車いすやヘルパー等ではなく、本人に直接話しかけるよう、スタッフの教育を行ってほしい。」

「誘導の言葉は、プライバシーに配慮したものにしていただきたい。「車いすが通ります！」と大きな声での誘導は控えてほしい。」

4.2 情報伝達ツール

P.4-9

全ての来場者が必要な情報を得られるように、わかりやすく、操作性や見やすさに配慮した情報発信を行うための情報伝達ツールの基準を示しています。

基準例

4.2.1 ウェブコンテンツ

■ ウェブサイト等を活用した情報提供については、誰もが必要な情報を入手できるよう、利便性に配慮すること。

4.2.2 表示・サイン

■ 視覚による情報が得にくい来場者に対し、触覚と聴覚など視覚以外の感覚で同程度の情報が得られるように配慮すること。

■ 強い光やにおい、大きな音等が発生する空間の前において、表示・サインによる告知を行うこと。

4.2.3 デジタルサイネージ

☆ 非常時には、聴覚障がい者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせることが望ましい。

4.2.4 音声案内・放送

☆ 案内表示や解説（展示物のキャプションなど）は、全ての来場者に分かりやすいものとするため、音声案内も併せて行うことが望ましい。

4.2.5 マップ等配布物

■ 目で見えて情報を得ることが難しい視覚障がい者をはじめ、光やにおい、音に敏感な人伝えること・理解することに配慮が必要な人等への情報提供に配慮すること。

当事者等のご意見

「案内表示は、高齢者や弱視者でもわかりやすい大きな字の表示やはっきりとした色使いに留意してほしい。」

「災害時など不測の事態に備え、聴覚障がい者への配慮として、視覚的な案内やサインを活用し、混乱を避けるための準備を行ってほしい。」

「パンフレット等は、点字や大きな文字、視覚的なアイコンを活用し、すべての来場者にとってわかりやすいものにしてほしい。」

4.3 多言語対応

P.4-14

基本ルールとして日本語・英語とすることを示しています。

基準例

- ☆ 多言語対応が求められる際には、必要に応じて翻訳アプリ等を活用することが望ましい。
- 通訳は日本語・英語で対応をすること。ただし、出席者が特定の言語を使用する公式参加者・関係者などに限られたものである場合はこの限りではなく、日本語と当該言語での対応も可とする。

多言語対応と適用語

多言語対応項目	例	適用言語原則
スタッフ対応	来場者対応スタッフ	日本語・英語
	通訳	
ウェブコンテンツ	ホームページ 等	
サイン等案内表示		
デジタルサイネージ		
静止画・動画コンテンツ		
案内放送		
来場者向け印刷物	・メニュー ・商品解説 ・パンフレット 等	
展示等の解説		
行事・催事	・アナウンス ・スクリーン 等	日本語・英語を基本とするが、出席者に応じて柔軟に対応する
その他	スタッフ用ネームバッジ	日本語・アルファベット

4 サービス

4.4 施設別サービス

P.4-16

会場内の各施設で提供されるサービスで配慮すべき事項を示しています。

基準例

4.4.1 入場券販売・入退場ゲート

- 会場入口付近における案内・誘導は音声案内に加え、文字情報による案内も併せて行うよう配慮すること。

4.4.2 案内所等

- 来場者が快適に会場内を移動できるようサポートツール等を導入すること。

4.4.3 便所

- 多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房、乳幼児用の設備を有する便房などを適切に運用すること。

4.4.4 展示

- 展示内容の解説を用意する場合は、読みやすい位置に設置すること。
- 視覚による情報取得が困難な人に対し、触覚や聴覚など視覚以外の感覚で情報を得ることで、体験を共有できるようにすること。
- 展示物について車いす使用者や子ども等、様々な人が鑑賞しやすいように対応すること。

4.4.5 行事・催事

- 情報提供や注意すべき内容の告知は事前に行うこと。

4.4.6 営業・飲食・物販

- 全ての来場者が利用できる施設情報の提供が必要であり、情報を発信する場合には、煩雑にならないよう、見やすく、分かりやすく工夫すること。なお、事前に確認できるよう、開催者が製作するウェブサイト等を活用して、必要な情報を提供すること。

4.4.7 園路・動線

- スタッフは、全ての来場者が安全かつ快適に移動できるよう、障がい特性や、ベビーカーの使用状況等に配慮して、適切な案内及び誘導を行うこと。

当事者等のご意見

「視覚障がい者向けに、展示物の説明書きや触れる展示物を提供し、体験型の展示を増やしてほしい。香りのある植物を配置するエリアや、触れて楽しめる植物の展示を設けてほしい。」

「聴覚障がい者向けに、手話での解説があるとよい。例えば、QRコードを読み込めば、手話で解説が流れるなど。文字と手話の両方で解説があるとよい。」

「車いすでも近寄ることができ、見やすい高さの展示に留意してほしい。」

4.5 緊急時の対応

P.4-25

緊急時に高齢者や障がい者等をはじめとする全ての来場者が安全に避難できるよう、避難誘導に関する対応方針等を示しています。

また、来場者が緊急時の対応を事前に確認できるように、開催者が製作するウェブサイト等に掲載することについて、示しています。

基準例

- 緊急時に高齢者、障がい者、外国人等をはじめとする全ての来場者が安全に避難することを目的とした表示・サインの設置、放送、事前情報の提供、人的誘導、多言語での誘導を行うこと。

当事者等のご意見

「災害時など不測の事態に備え、聴覚障がい者への配慮として、視覚的な案内やサインを活用し、混乱を避けるための準備を行ってほしい。」

5

交通アクセス

「5 交通アクセス」の全体構成

5 交通アクセス

5.1 本章の考え方

5.2 道路輸送手段（関連施設）

5.2.1 自動車駐車場

5.2.2 バス・タクシー乗降施設

5.3 道路輸送手段（車両等）

5.3.1 バス車両

5.3.2 タクシー車両

5.4 鉄道輸送手段（関連施設等）

5.4.1 アクセシブルな移動経路

5.4.2 誘導案内設備

5.4.3 施設・設備

5.5 鉄道輸送手段（車両等）

5.6 航空輸送手段

5.6.1 航空旅客ターミナル施設

5.6.2 航空機車両

5.7 海上輸送手段

5.7.1 旅客船ターミナル

5.7.2 船舶

5.8 徒歩等（歩道等、自転車歩行者専用道路等）

5.8.1 歩道等、自転車歩行者専用道路等

5.8.2 立体横断施設

5.8.3 その他の施設等

5.9 情報のアクセシビリティ確保と円滑な意思疎通

5 交通アクセス

5.1 本章の考え方

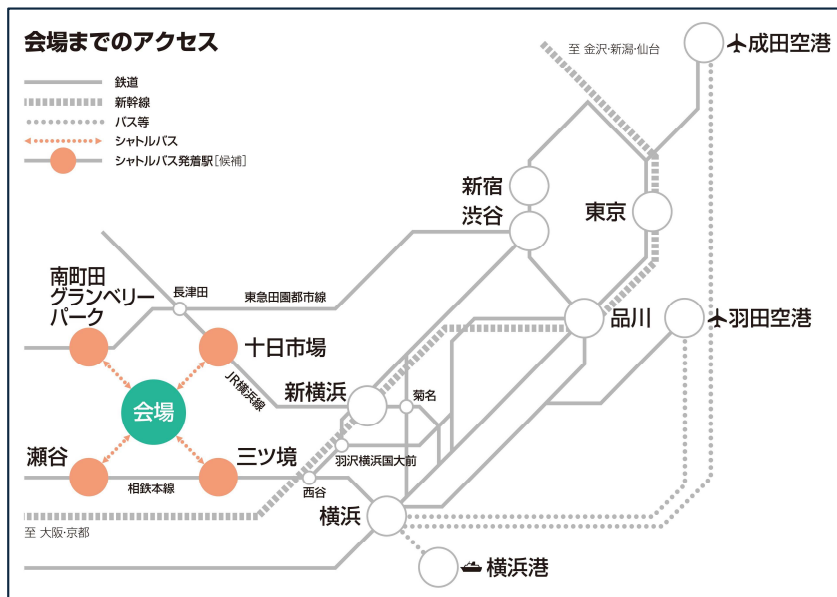
P.5-1

本章は、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）における交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドラインを基本とし、徒歩等（歩道等、自転車歩行者専用道路等）については、道路の移動等円滑化に関するガイドラインの考え方・基準を基本としています。

また、「2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会」における障がい当事者や学識経験者などの意見も参考に作成しています。

ガイドラインの活用にあたっては、本博覧会のために整備・改良する駐車場やシャトルバス等の乗降場などの施設は、本ガイドラインの基準に則り計画・整備を行います。

なお、鉄道や道路など既存の交通施設については、新設や既存施設の改良を実施する際に、本ガイドラインを参照し整備水準の向上に努めます。



本章のガイドライン作成の考え方

<道路、鉄道等の各輸送手段>

大阪・関西万博における
交通アクセスに関する
ユニバーサルデザインガイドライン

<徒歩等>

道路の
移動等円滑化に
関する
ガイドライン

2027年国際園芸博覧会
アクセシビリティ・ガイドライン
検討会 及び テーマ別ワーキング
ご意見

2027年国際園芸博覧会
アクセシビリティ・ガイドライン
「5 交通アクセス」

5 交通アクセス

5.2 道路輸送手段（関連施設）

P.5-4

会場へのアクセス交通の接点となる自動車駐車場及びバス・タクシー乗降施設について示しています。

5.2.1 自動車駐車場

障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設の設置位置や構造・大きさ、案内表示などについて定めています。

5.2.2 バス・タクシー乗降施設

乗降場として、縁石の高さや上屋の設置、運行情報の案内、構造などについて定めています。

5.3 道路輸送手段（車両等）

P.5-16

会場へのアクセス交通となるバス車両、タクシー車両について示しています。

5.3.1 バス車両

都市内路線バス等について、乗降口やスロープ板、車いすスペース及び通路、後部の段、手すり、室内色彩、座席・優先席、降車ボタン、車内外表示、車内外放送、コミュニケーション設備などについて定めています。

5.3.2 タクシー車両

UDタクシー等について、乗降口やスロープ板、手すり、車いすスペース、固定方法、マークの表示、視覚・聴覚障がい者対応などについて定めています。

5.4 鉄道輸送手段（関連施設等）

P.5-59

会場までの鉄道輸送機関の旅客施設について示しています。

5.4.1 アクセシブルな移動経路

旅客施設内の移動等円滑化された経路、公共用通路との出入口、乗車券等販売所・待合所・案内所の出入口、通路、上下移動施設、改札口、プラットホームについて定めています。

5.4.2 誘導案内設備

視覚表示設備、視覚障がい者誘導案内用設備、緊急時の案内用設備について定めています。

5.4.3 施設・設備

トイレ、乗車券等販売所・待合所・案内所、券売機、休憩等のための設備などについて定めています。

5.5 鉄道輸送手段（車両等）

P.5-120

会場までの鉄道輸送機関の鉄軌道車両について示しています。

5.5.1 鉄軌道車両

鉄軌道車両について、乗降口（車内外）、優先席等、手すり、車いすスペース、通路、案内表示及び放送（車内）、車両間転落防止設備などについて定めています。

5 交通アクセス

5.6 航空輸送手段

P.5-130

航空輸送手段として航空旅客ターミナル施設、航空機車両について示しています。

5.6.1 航空旅客ターミナル施設

航空旅客ターミナル施設内の航空旅客保安検査場の通路、航空旅客搭乗橋、航空旅客搭乗改札口、搭乗/降機について定めています。

5.6.2 航空機車両

可動式ひじ掛け、機内用車いす、運航情報提供設備、トイレなどについて定めています。

5.7 海上輸送手段

P.5-136

海上輸送手段として旅客船ターミナル、船舶について示しています。

5.7.1 旅客船ターミナル

乗船ゲート、栈橋・岸壁と連絡橋、タラップその他の乗降用設備について定めています。

5.7.2 船舶

乗降用設備、出入口、通路、トイレ、運航情報提供設備などについて定めています。

5.8 徒歩等（歩道等、自転車歩行者専用道路等）

P.5-152

会場までの徒歩等でのアクセスにおける歩道等や立体横断施設について示しています。

5.8.1 歩道等、自転車歩行者専用道路等

歩道の設置及び有効幅員、舗装、勾配、歩道等と車道等の分離、高さ、横断歩道に接続する歩道等の部分、車両乗入れ部などについて定めています。

5.8.2 立体横断施設

立体横断施設の設置、エレベーター、傾斜路、エスカレーター、通路、階段などについて定めています。

5.8.3 その他の施設等

案内標識、視覚障がい者誘導用ブロック、休憩施設、照明施設などについて定めています。

5.9 情報のアクセシビリティ確保と円滑な意思疎通

P.5-194

ウェブサイト等による情報提供について、アクセシビリティの確保の考え方を示しています。

5.9.1 ウェブサイト等による情報提供

- ・ウェブアクセシビリティ
- ・交通アクセスに関するウェブサイトによる情報提供
- ・災害時等における情報提供

